第３期特定健康診査等実施計画

（平成 30 年度～令和５年度）

愛知県農協健康保険組合

令和　２年　４月

１．背景及び趣旨

わが国は国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現してきました。しかしながら、急激な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするためには、その構造改革が急務となっています。

国民の受療の実態を見ると、高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が徐々に増加し、次に75 歳を境にして生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇しています。これを個人に置き換えてみると、不適切な食生活や運動不足などの不健康な生活習慣がやがて糖尿病、高血圧、脂質異常、肥満症等の発症を招き、外来通院及び投薬が始まり、生活習慣の改善がないままに、虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症に至るという経過をたどることになります。

このため、生活習慣の改善による糖尿病等の生活習慣病の予防対策を進め、糖尿病等を予防することができれば、通院患者を減らすことができ、この結果、国民の生活の質の維持、および向上を図りながら医療費の伸びの抑制を実現することが可能になります。

糖尿病等の生活習慣病の発症には、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）が関与しており、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなります。このため、メタボリックシンドロームの概念を踏まえ適度な運動やバランスの取れた食事の定着などの生活習慣の改善を行うことにより、糖尿病等の発症リスクの低減を図ることが可能となります。

本計画は、愛知県農協健康保険組合（以下「当組合」という。）が特定健康診査および特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健診等の実施率に係る目標について定めるものです。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条により、６年を１期として「第３期特定健康診査等実施計画」を定めます。

２．第２期特定健診等実施計画期間の実施状況

(1) 特定健康診査

当組合では、ＪＡあいち健診センターが事業所を巡回して行う「巡回バス健診」、契約健診機関で実施する「人間ドック」、ＪＡ愛知厚生連各事業所被保険者の特定健康診査項目を含む健診実施に対して費用を助成し、健診機関から特定健康診査項目を含む結果のデータを受領しています。それに加え、集合契約による特定健康診査、被扶養者に対しては複数の健康保険組合が共同で実施する「共同巡回健診」、ＪＡあいち健診センターが土日に行う巡回バス健診に対し費用を助成し、健診機会を増やすことで受診率の向上に努めました。

被保険者の健診受診率は、平成 28 年度 97.1％であり、第２期の目標の 98％まであと 0.9％の状況です。しかし、被扶養者の健診受診率は、平成 25 年度 36.7％から平成 28 年度 46.6％へ 9.9％向上していますが、目標の 50％に達していません。総合健保の目標値 85％を達成するためには、被扶養者の健診受診率を向上させることが必要です。

第２期特定健診等実施計画期間中の実施状況は下表のとおりです。

◆特定健康診査（被保険者）

年　度	H25	H26	H27	H28	H29
目標実施率	98%	98%	98%	98%	98%
実 施 者 数	9,862	10,108	10,191	10,359	10,580
実　施　率	95.9%	96.7%	97.1%	97.1%	97.1%

◆特定健康診査（被扶養者）

年　度	H25	H26	H27	H28	H29
目標実施率	50%	50%	50%	50%	50%
実 施 者 数	1,304	1,397	1,567	1,577	1,587
実　施　率	36.7%	39.3%	44.7%	46.6%	47.8%

◆特定健康診査（被保険者＋被扶養者）

年　度	H25	H26	H27	H28	H29
目標実施率	85%	85%	85%	85%	85%
実 施 者 数	11,166	11,505	11,758	11,936	12,167
実　施　率	80.7%	82.2%	84.0%	85.0%	85.6%

(2) 特定保健指導

当組合では、特定保健指導を下表のとおり実施しています。

特定保健指導の実施方法

実施方法	当組合保健師が実施する「ヘルシーセミナー」	ＪＡ愛知厚生連健診センター委託	外部機関委託
対象者	被保険者（厚生連・任継以外）	厚生連被保険者	任意継続被保険者・被扶養者
年　齢	20歳以上５歳刻みの年齢(ただし、60歳は１年早く59歳を対象)	20 歳以上（各事業所により、対象年齢の違いあり）	40歳以上

第２期特定健診等実施計画期間中の実施状況は下表のとおりです。特定保健指導の実施率は、平成 25 年度 21.2%から平成 28 年度 27.2%へ６%向上していますが、目標の 30%には達していません。

◆動機付け支援

年　度	H25	H26	H27	H28	H29
目標実施率	46%	46%	46%	46%	46%
実 施 者 数	198	235	235	262	288
実　施　率	25.4%	30.2%	28.7%	30.3%	34.0%

◆積極的支援

年　度	H25	H26	H27	H28	H29
目標実施率	18%	18%	18%	18%	18%
実 施 者 数	183	226	220	231	243
実　施　率	18.1%	21.9%	24.2%	24.3%	25.6%

◆動機付け支援＋積極的支援

年　度	H25	H26	H27	H28	H29
目標実施率	30%	30%	30%	30%	30%
実 施 者 数	381	461	455	493	531
実　施　率	21.2%	25.4%	26.3%	27.2%	29.6%

特定保健指導の実施方法別平成 28 年度の実施率は、下表のとおりです。目標値 30%を達成するためには、ヘルシーセミナーの実施率が必要です。

実施方法	当組合保健師が実施する「ヘルシーセミナー」	ＪＡ愛知厚生連健診センター委託	外部機関委託
H28 年度実施率（40 歳～74 歳）	19%	54%	30%

３．第３期計画期間の実施率の目標

特定健康診査及び特定保健指導の目標実施率を平成 30 年度に達成したため、令和２年度以降の目標値を、平成 30 年度実施者数を基に再設定します。

(1) 特定健康診査の目標値

令和５年度の目標値を被保険者 98.0%、被扶養者 61.3%とし、令和２年度から令和５年度

の目標値を以下のとおり設定します。

年　　度	H30	R１	R２	R３	R４	R５
被保険者　目標値	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%
被扶養者　目標値	47.5%	48.5%	61.3%	61.3%	61.3%	61.3%
被保険者＋被扶養者目標値	85.0%	85.6%	89.3%	89.4%	89.5%	89.6%

(2) 特定保健指導の目標値

令和５年度の目標値を 42.2%として令和２年度から令和５年度の目標値を以下のとおり設定します。

年　　度	H30	R１	R２	R３	R４	R５
目　標　値	29.0%	30.0%	42.2%	42.2%	42.2%	42.2%

４．対象者数

(1) 特定健康診査の対象者数

◆被保険者

年　　度	H30	R１	R２	R３	R４	R５
対　　象　　者	11,257	11,410	10,831	10,881	10,931	10,981
目　標　実　施　率	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%
目　標　実　施　者　数	11,032	11,182	10,614	10,663	10,712	10,761

◆被扶養者

年　　度	H30	R１	R２	R３	R４	R５
対　　象　　者	3,893	3,811	3,385	3,335	3,286	3,238
目　標　実　施　率	47.5%	48.5%	61.3%	61.3%	61.3%	61.3%
目　標　実　施　者　数	1,849	1,848	2,075	2,044	2,014	1,985

◆被保険者＋被扶養者

年　　度	H30	R１	R２	R３	R４	R５
対　　象　　者	15,150	15,221	14,216	14,216	14,217	14,219
目　標　実　施　率	85.0%	85.6%	89.3%	89.4%	89.5%	89.6%
目　標　実　施　者　数	12,881	13,030	12,689	12,707	12,726	12,746

第３期より任意継続被保険者は、被扶養者の実績として国に報告するため、被保険者の対象

者数から除外し、被扶養者の対象数とする。令和２年度以降の対象者数は、平成 30 年度の加入者の伸び率（被保険者 100.46%、被扶養者 98.53%）を乗じ算出しました。

(2) 特定保健指導の対象者数

◆動機付け支援

年　　度	H30	R１	R２	R３	R４	R５
動機付け支援対象者	893	903	926	928	929	930
目　標　実　施　率	31.0%	31.0%	44.4%	44.4%	44.4%	44.4%
目　標　実　施　者　数	277	280	411	412	412	413

動機付け支援対象者数は、特定健康診査の目標実施者数に平成 30 年度の動機付け支援対象者の割合 7.3%を乗じて算出しました。

◆積極的支援

年　　度	H30	R１	R２	R３	R４	R５
積極的支援対象者	1,050	1,062	1,002	1,004	1,005	1,007
目　標　実　施　率	27.3%	29.1%	40.1%	40.1%	40.1%	40.1%
目　標　実　施　者　数	287	309	402	403	403	404

積極的支援対象者数は、特定健康診査の目標実施者数に平成 30 年度の積極的支援対象者の割合 7.9%を乗じて算出しました。

◆動機付け支援＋積極的支援

年　　度	H30	R１	R２	R３	R４	R５
保健指導対象者計	1,943	1,965	1,929	1,931	1,934	1,937
目　標　実　施　率	29.0%	30.0%	42.2%	42.2%	42.2%	42.4%
目　標　実　施　者　数	563	589	813	814	816	817

５．特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

①特定健康診査

区　分	実　施　場　所
被保険者	巡回バス健診（各事業所）、人間ドック契約健診機関
任意継続被保険者 被扶養者	巡回バス健診（各事業所）、人間ドック契約健診機関、 共同巡回健診実施施設、集合契約施設

②特定保健指導

区　分	実　施　場　所
被保険者	各事業所
任意継続被保険者 被扶養者	特定保健指導委託契約機関、対象者宅

(2) 実施項目

①特定健康診査

「標準的な健診・保健指導プログラム（平成 30 年度版）」に記載されている以下の健診項目を含むものとします。

◆基本的な項目

- 質問項目（22 項目）
- 身体計測（身長、体重、ＢＭＩ、腹囲）
- 理学的所見（身体診察）
- 血圧測定
- 脂質検査（中性脂肪、ＨＤＬコレステロール、ＬＤＬコレステロール、
- Ｎｏｎ－ＨＤＬコレステロール）
- 肝機能検査（ＡＳＴ、ＡＬＴ、γ－ＧＴＰ）
- 血糖検査（空腹時血糖またはＨｂＡ１ｃ検査、やむを得ない場合には随時血糖）
- 尿検査（尿糖、尿蛋白）

◆詳細な項目

- 心電図検査
- 眼底検査
- 貧血検査（赤血球数、ヘモグロビン値、ヘマトクリット値）
- 血清クレアチニン検査（ｅＧＦＲによる腎機能の評価を含む）

②特定保健指導

＜動機付け支援＞

特定健康診査の結果並びに喫煙習慣、運動習慣、食事習慣、休養習慣その他の生活習慣の状況に関する調査の結果を踏まえ、面接による支援及び実績評価（行動計画作成の日から３ヶ月経過後に行う評価）を行います。

＜積極的支援＞

特定健康診査の結果並びに喫煙習慣、運動習慣、食事習慣、休養習慣その他の生活習慣の状況に関する調査の結果を踏まえ、面接による支援及び行動計画の進捗状況に関する評価、及び

実績評価（行動計画作成の日から３ヶ月経過後に行う評価）を行います。

(3) 実施時期

特定健康診査、特定保健指導ともに通年実施とします。

(4) 外部委託の有無

①特定健康診査委託先

・各健診機関に人間ドック（特定健康診査の実施項目を含む）

・健康保険組合連合会または代表医療保険者と契約する集合契約実施機関

・共同巡回健診実施機関（㈱あまの創健）

②特定保健指導委託先

＜被保険者＞

・ＪＡ愛知厚生連の各健診センター（ＪＡ愛知厚生連の被保険者）

＜任意継続被保険者・被扶養者＞

・㈱ホームナース、㈱あまの創健、ＪＡ愛知厚生連健診センターおよび契約実施機関

(5) 受診方法

① 特定健康診査

区　分	受　診　方　法
被保険者	巡回バス健診、人間ドックを受診 （特定健康診査の法定項目を含む）
任意継続被保険者 被扶養者	巡回バス健診、人間ドック、共同巡回健診を受診 （特定健康診査の法定項目を含む） 集合契約Ａ及びＢで受診

②特定保健指導

＜被保険者＞

当組合保健師により「ヘルシーセミナー」として実施します。ただし、医療スタッフの在籍するＪＡ愛知厚生連各事業所については、ＪＡ愛知厚生連健診センターに委託し、各事業所で実施します。

＜被扶養者＞

契約実施機関に委託し、対象者宅等で実施します。

人間ドックを受けた健診機関が特定保健指導委託契約健診機関であれば、人間ドック当日に特定保健指導の初回支援を実施します。

共同巡回健診の結果で特定保健指導の対象になった場合は、健診当日又は結果説明会当日に特定保健指導の初回支援を実施します。

(6) 周知・案内方法

当組合のホームページに受診方法を掲載するとともに、機関紙にて周知を図ります。共同巡回健診については、40 歳以上の女性被扶養者を対象に個別案内を送付します。また、土日健診については、35 歳以上の女性被扶養者を対象に個別案内を送付します。

集合契約での受診を希望する申し出のあった任意継続被保険者及び被扶養者には、受診券を発行し送付します。

(7) 健診データ等の受領方法

巡回バス健診のデータは、ＪＡあいち健診センターと事業主との協議調整により、ＪＡあいち健診センターから電子データを月単位で受領します。人間ドック健診契約機関及び共同巡回健診契約機関からは、電子データを月単位で受領します。集合契約健診機関からは代行機関を通じ、電子データを受領します。

特定保健指導のデータは、外部委託機関が実施した結果を電子データで受領します。

被扶養者がパート先等の事業者健診を受診し、本人の申し出により健診結果を受領する場合は紙データで受領し、データの入力を行います。

(8) 特定保健指導対象者の選出（重点化）

当組合保健師が実施する「ヘルシーセミナー」は、特定保健指導対象者のうち、35 歳、40 歳、43 歳、46 歳、49 歳、52 歳、55 歳、58 歳、61 歳、64 歳、67 歳、70 歳、73 歳（健診受診年度末年齢）を対象に特定保健指導を実施します。ＪＡ愛知厚生連健診センターに委託している厚生連被保険者の特定保健指導は、35 歳と 40 歳以上を対象にすることを原則とし、外部機関に委託している被扶養者は、40 歳以上の特定保健指導対象者全員に案内を行い、希望者について特定保健指導を実施します。

６．個人情報の保護

当健康保険組合は、愛知県農協健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守します。

当健康保険組合および委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしません。

当健保組合のデータ管理責任者は、常務理事とします。またデータの利用者は当組合保健部職員に限ります。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記します。

７．特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の内容は、ホームページに掲載し各事業所に周知することとします。

８．特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当施計画については、令和２年度中に第３期の中間評価を実施し、令和３年度以降の実施計

画の見直しを行います。
また、厚生労働省による制度等の見直しがあった場合はそれに準じます。

９．その他

当健保組合に所属する保健師等については、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させることとします。